

する地方自治体をふるさと納税の対象から除外することとされています。

具体的には、総務大臣が指
定する次の基準に適合する自治体がふるさと納税の対象と
されます。

- (1) ふるさと納税の募集を
適正に実施する基準と
して、寄附金の募集に
要した費用の額が、受
領した寄附金の合計額
の百分の五十に相当す
る金額以下であること。
- (2) 「ふるさと納税」の返
礼品等の調達に要する
費用の額を「寄附額の
3割以下」とすること。
(3) 返礼品を「地場産品」
にすること。

が規定されました。
② 税制改正後、返礼品を3
割以下に見直しを行っていま
す。

また、寄附金の募集に要し
た費用の額が、受領した寄附
金の合計額の百分の五十の金
額以下に改善を行っています。

返礼品については、県認定
の返礼品を中心とした、地場
産品基準に基づく返礼品とし
たところとす。

2021年豪雨から半年、 検証は

武村妃呂子

議員 ①被災者への検証

・総雨量が2倍、予測のつか
ない現状の中で住民が安心
して大町町に住み続けられ
る施策を。町民に語る会を。
・防災行政無線機の活用は具
体的な言葉で早めの避難呼
びかけを。

②ボランティアの有り方

・町外からのボランティアに
頼り、町内からの手伝いは
あったのか。婦人会は自主
的には二日、依頼を受けて
二日活動を行った。後は専
門的な人になり、依頼を
待っていたがその後は声掛
けなし。社協ボラ連から11
月に依頼があり高齢者でも
できる仕事を知り、まだ役
に立つことを知った。被災
者に寄り添う絆づくりを地
域おこし協力隊を講師に会
を計画してはどうか。

③コロナ禍での避難所運営

・高齢者、子育て中、病人な
ど配慮の必要な人のために
補修済みの町営住宅を用意
できないか。

・美郷の風呂の復旧は考えら

れないか。

町長 ①町では、令和元年の

豪雨災害を受け、もしもの時
の避難の参考にされるよう、
令和2年度に防災マップの作
成及び防災ラジオを各戸に配
布し、令和3年8月の大雨時
には、気象台からの発表を基
に、適宜、防災行政無線や防
災ラジオ、町のホームページ
などを通じて早めの避難を呼
び掛けました。

しかしながら、大雨特別警
報の発令が未明であったこと
や、新型コロナウイルス第5
波のピーク時期でもあり、令
和元年度の避難者に対し、昨
年の場合は、世帯数及び避難
者数共に減少したのは確かだ
ですが、正否を問えるものでは
ありません。

また、非常時の適時的確な
情報発信手段として、ご家庭に
防災ラジオを配布しており、適
切に使用していただけるよう、
広報紙等を利用して使用方法
の啓発を行っています。

総務課長 ②令和3年8月の

大雨では、コロナ禍というこ
ともあり、県外からの一般ボ
ランティアの活動に制約がか
かるなど、令和元年の被害と

はまた違った面があったと
思っています。

そのような中、ペリドット
では、被災されていない地区
の町民の人たちからお声掛け
をいただき、また、下湯、中
島の両分館においても、地区
の住民のご協力のもと、物資
の受け渡しや炊き出しの配食
など、ボランティアとして活
動していただきました。

本来、ボランティアとは、
強制されたものではなく、自
発的に取り組むものだと思
いますが、作業の内容がわか
れば、より参加しやすくなる
のでは、とも思います。

そのようなことから、現在、
民生委員の役員の人たちとボ
ランティア活動の内容につい
ての打合せを進めており、も
しもの時の体制づくりにつ
いて協議を行っているところ
です。

今後は、地域おこし協力隊
やNPO団体と連携して、町
内各種団体や各地区の自主防
災組織とともに、災害が起
こった時に、町民の人たちが
自発的にボランティアに取り
組みやすい仕組みづくりに努
めていきます。



▲炊き出し支援の様子

福祉課長

③町では、災害が
発生するおそれがあるとき、
町民の人が一時的に滞在し生
活するため、避難所を開設し、
新型コロナウイルスの感染症
対策にも考慮した避難所運営
に当たっています。

避難所を開設する際には、
施設の安全点検等を行い、受
入体制が整い次第、避難者を
受入れ、避難者を把握するた
め名簿を作成しています。

避難者への生活支援は公平
に行う必要があり「食事面、
健康面、施設の環境衛生面」
の支援は特に重要で、これま
でも役場職員その他、支援機
関・団体の参画のもと避難所
運営委員会を重ね、避難者の
支援に努めてきています。